四万十市告示第100号

四万十市スポーツ合宿支援事業補助金交付要綱の全部を改正する告示を次のように定める。 令和3年11月4日

四万十市長 中 平 正 宏

四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市(以下「市」という。)が、スポーツの合宿及び大会等(以下「合宿等」という。)の誘致による地域の活性化を図るため、市内の宿泊施設を利用し、かつ、市内スポーツ施設を利用して合宿等を行う市外に所在するスポーツ団体又は大会等の主催者(以下「スポーツ団体等」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、四万十市補助金等交付規則(平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の事業区分等)

第2条 補助金の事業区分、補助要件、補助対象者、補助金額については、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第3条 補助金の交付申請をしようとするスポーツ団体等は、合宿等を開始するまでに、四万十 市スポーツ合宿等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に合宿等計画書(様式第2号)を 添え、申請しなければならない。
- 2 事業区分がスポーツ大会等に該当する場合には、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 大会等の開催要領など大会等の開催内容が分かる書類
 - (2) 大会等の開催に係る収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 1回の合宿等の開催期間が複数年度にわたる場合は、それぞれの年度において、当該年度分を申請するものとする。ただし、それぞれの年度の補助金額の合計額が10万円を超えないものとする。

(交付決定の通知)

第4条 補助金の交付決定通知は、四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(計画の変更)

- 第5条 補助金の交付の決定を受けたスポーツ団体等は、補助対象事業の内容について、次の各号に掲げるいずれかの変更をする場合には、あらかじめ四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金計画変更承認申請書(様式第4号)に合宿等計画書(様式第2号)を添え、提出しなければならない。
 - (1) 補助事業を中止又は廃止する場合
 - (2) 補助要件を満たさなくなった場合
 - (3) 補助金の額を増額する場合
 - (4) 補助金の額を30パーセント以上減額する場合
- 2 事業区分がスポーツ大会等に該当する場合には、必要に応じて、次に掲げる書類を提出しな ければならない。
 - (1) 大会等の開催要領など大会等の変更内容が分かる書類
 - (2) 大会等の開催に係る収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、変更申請が適当と認めたときは、変更を決定しスポーツ団体等に四万十市スポーツ 合宿等支援事業補助金交付変更決定通知書(様式第5号)により通知することとする。

(実績報告等)

- 第6条 補助金の交付の決定を受けたスポーツ団体等は、事業終了の日から30日以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金交付実績報告書(様式第6号)に次の書類を添え提出しなければならない。
 - (1) 合宿等実績書(様式第7号)
 - (2) 宿泊証明書(様式第8号)
- 2 事業区分がスポーツ大会等に該当する場合には、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 大会等の結果が分かる書類
 - (2) 大会等の開催に係る収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書等の内容を精査し適当と認めたときは、補助金額 を確定し、四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金確定通知書(様式第9号)によりスポーツ 団体等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の通知を受けたスポーツ団体等は、速やかに補助金請求書(様式第10号)により市 長に請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

- 第9条 補助金の交付の決定を受けたスポーツ団体等が、次の各号のいずれかに該当する場合、 市長は、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずる ことができる。
 - (1) 合宿等を実施しなかったとき。
 - (2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 四万十市暴力団排除条例(平成23年四万十市条例第3号)第9条の規定に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。 (情報の公開)
- 第10条 補助事業又は補助対象者に関して、四万十市情報公開条例(平成17年四万十市条例第13号)に基づく公開請求があった場合は、同条例第9条の規定による非公開情報を除き、原則として公開するものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表1 (第2条関係)

事業区分	補助要件	補助対象者	補助金額
スポーツ合宿	 1 スポーツ団体が実施する合宿で、次に掲げるいずれの要件も満たすもの。 (1) スポーツ合宿が市内の施設において実施され、市内の宿泊施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)による営業許可を得た宿泊施設をいう。)を利用すること。 (2) 1回の合宿における宿泊が2泊以上かつ延べ宿泊者数(合宿の参加人数に、宿泊日数を乗じて得た数をいう。この事業区分において同じ。)が50泊以上であること。 2 前項の規定にかかわらず、大会等への参加及び修学旅行が主とする目的であるものは対象外とする。 	市外に所在するスポーツ団体	市内に宿泊した延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額とし、1回の合宿において1スポーツ団体当たり10万円を上限とする。
スポーツ大会等	1 次に掲げるいずれの要件も満たすもの。 (1) スポーツ大会、試合などのスポーツイベント(以下「大会等」という。)が市内の施設において実施され、市内の宿泊施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)による営業許可を得た宿泊施設をいう。)を利用すること。ただし、市内の施設のみで大会等が開催できない場合は、この限りではない。 (2) 1回の大会等における市内での延宿泊数(参加人数(選手、保護者及び役員を含む。)に、宿泊日数を乗じて得た数をいう。この事業区分において同じ。)が150泊以上であること。 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する大会等は対象外とする。 (1) 政治団体又は宗教団体が、主催又は共催するもの (2) 国又は地方公共団体が、主催又は共催するもの (3) 営利を目的とする入場券等を販売するもの (4) 上記に掲げるもののほか市長が適当でないと認めるもの 3 同一大会等への補助は、最長5年間又は5回を限度とする。	大会等の主催者	市内に宿泊した延べ宿泊者数に500円を乗じて得た額とし、1回の大会等において10万円を上限とする。

年 月 日

四万十市長 様

所在地(住所) 〒

団体名(主催者名) 代表者職名 代表者氏名 電話番号

印

四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金交付申請書

年度四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金の交付を受けたいので、四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 合宿等計画書(様式第2号)
 - (2) スポーツ大会等の場合は、以下の書類も添付してください。
 - ・大会等の開催要領など大会等の開催内容が分かる書類
 - ・大会等の開催に係る収支予算書
 - その他

様式第2号(第3条及び第5条関係)

合宿等計画書(新規・変更)

※変更の場合は、変更の生じた部分のみ記入し、変更前を上段()書きにして下さい。

区	分			<u>/</u>	6 宿	•	大	会		
団 体 (大会主催者										
		氏	名							
連絡責任	: 者	電話番	号							
		E - m a	i 1							
期	間		年	月	日 () ~	年	月	日 ()
対象期間中宿治 (予 定				人	×	泊	= 延べ		泊	
宿泊施設	5 名	住所名称								
合 宿 施 設 (大会会場		住所名称								
競技種	目									
Ħ	的									
過去3年間の での合宿(大会) 有無					有	•	#	#		
備	考									

第号年月日

様

四万十市長

四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった 年度四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金について、四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定の内容

金 額 <u>金</u> 円

- 2 交付の条件
 - (1) 四万十市補助金等交付規則及び四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) 合宿等計画書に記載の合宿(大会) 期間に変更があった場合は、市に連絡すること。

年 月 日

四万十市長 様

所在地(住所) 〒

団体名(主催者名) 代表者職名 代表者氏名 電話番号

印

四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった 年度四万十市スポーツ 合宿等支援事業補助金に関し、計画を下記のとおり変更したいので、四万十市スポーツ合宿等支 援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類
 - (1) 合宿等計画書(様式第2号)
 - (2) スポーツ大会等の場合は、以下の書類も添付してください。
 - ・大会等の開催要領など大会等の変更内容が分かる書類
 - ・大会等の開催に係る収支予算書
 - その他

第号年月

様

四万十市長

四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで申請があった 年度四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金について、四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金交付要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり変更決定したので通知します。

- 1 変更決定の内容
- 2 交付の条件
 - (1) 四万十市補助金等交付規則及び四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) 合宿等計画書に記載の合宿等期間に変更があった場合は、市に連絡すること。

年 月 日

四万十市長 様

所在地(住所) 〒

団体名(主催者名) 代表者職名 代表者氏名 電話番号

印

四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金交付実績報告書

このことについて、事業を完了しましたので、四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金交付要網第6条の規定により、下記のとおり報告します。

- 1 補助金交付額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 合宿等実績書(様式第7号)
 - (2) 宿泊証明書(様式第8号)
 - (3) スポーツ大会等の場合は、以下の書類も添付してください。
 - ・大会等の結果が分かる書類
 - 大会等の開催に係る収支決算書
 - その他

合宿等実績書

区 分	合宿・大会
団 体 名 (大会主催者名)	
	氏 名
連絡責任者	電話番号
	E-mail
期間	年 月 日()~ 年 月 日()
対象期間中宿泊者数	人 × 泊 = 延べ 泊
宿 泊 施 設 名	住所
	名称
合 宿 施 設 名 (大会会場名)	全所 名称
	21 4 外
競技種目	
成果・結果等	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
備 考	

宿泊証明書

		<u> </u>	, j		
合宿団体名、 大会主催者名 又は 大会参加チーム名等					
宿泊期間	年	月月	1 () ~	年 月	日 ()
対象期間中宿泊者数	月月月月月月月	日日日日日日	泊 (人) 泊 (人) 泊 泊 (人人) 泊 泊 (人人)	延べ	泊(人)_

上記の内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地(住所) 〒

宿泊施設名代表者 联名代表者氏名

印

第号年月日

様

四万十市長

四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、 年度四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助金等交付決定年月日			名	F	月	日	補助金等交付決定 文書番号		
補	助	年	度				年度	補助事業等の名称	四万十市スポーツ合 宿等支援事業
交	付	確		定	金	È	額		円

補助金請求書

<u>金</u>	円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金として、四万十市スポーツ合宿等支援事業補助金を付要綱第8条の規定により、上記のとおり請求します。

四万十市長 様

所在地(住所) 〒

団体名(主催者名) 代表者職名 代表者氏名 電話番号

印

口座振込み先金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合	(本店 支店)
口座種別	普通	· 当	座
口座番号			
フ リ ガ ナ ロ 座 名 義 人			

※口座名義人が申請時の代表者名と相違の場合は、委任状を添付してください。